I'サポー通信　(vo.17)

て　ｔｏて

2022・6月

当法人もコロナのため令和３年度は行政区説明会などが中止となり活動に制約が出ていますが、後見活動や生活支援は通常通り行っています。今は、これからの生き方や活動方法を考える機会をいただいたと思っています。今年は zoomを使った会議や講演会も増えて、地域を超えた交流が出来ました。大分の（株）ファインから依頼された「成年後見制度の価値を考える会」の講演で行った講演会の報告を紹介いたします。

令和４年１月 19日　テーマ　「後見制度と葬送」

～後見人は思いをともに実現するマネージャー～

財産管理と健康配慮

私たちは、2014年から市民後見人として活動をスタートしました。後見制度を正しく知ってもらうために、相談会や勉強会、市民後見人のための研修会も開催しています。

判断能力が低下した方を支えるのが後見人です。業務は財産管理と健康配慮の２つがあります。財産管理は、支払いや資産の管理について代理権を持ちます。健康配慮は生活や医療、介護タクシーの予約や病院に同行することもあります。ケアマネージャーやホームヘルパーは、現金や資産は扱えません。後見人は、さまざまな手続きをするうえで、本人の希望に配慮できる立場にあります。生前から死後まで寄り添い、不安を解消し、思いをともに実現するマネージャーのような存在だと思っています。

心のよりどころ

現状は、法定後見を申し立てると、家庭裁判所がいわゆる専門後見人(弁護士や司法書士、社会福祉士)を選任することが多いです。初対面の専門職に「後見人に選任されたので権利書や通帳を渡してください」と言われることもありますし、面会は年数回という例もあります。一概にはいえませんが、財産管理に終始する専門後見人と信頼することができない家族との間にトラブルが起こることはよくあります。こうした状況もあり、2019年に最高裁は、親族後見・健康配慮を重視するよう通達しました。親族による後見や健康配慮の重要性は今後も高まると思います。

市民後見人はまだまだめずらしい存在ですが、当 NPO では健康配慮を重視しながら、８名の法定後見人をしています。最初は、財産管理契約(後見のように判断能力の低下を前提とせず、当事者間で条件を決められる)を結び、家族との関係を構築しながら、将来的にになれば後見制度の活用にふみきるようにしています。判断能力があるうちに後見人を自ら選任する任意後見制度と遺言を活用する方もいます。

事前に意思表示を

当ＮＰＯでは、後見と別に生活支援の一環として、財産管理契約と死後事務委任契約を結ぶ活動をしています。行政は基本的に、生活保護を受けている方でなければ葬儀に関われないため、突発的に死後事務を頼まれることもあります。実際、亡くなった方の夫がアルコール依存症で対応できないなど、社会の仕組みでは救えない状況はあります。生前からしっかりお付き合いがあれば、ご本人の意思に沿ったお見送りをすることができるようになります。研修会などでは「後見制度を理解したうえで、使う必要がないならそれで良い」とお伝えしています。本来は、本人を理解している家族や近くの方が支援できた方が良いからです。

2022年からは、成年後見制度利用促進法の第２期が始まりますが、まずは、後見制度やほかの選択肢を知って、ご自分の意思を示せなくなったときに「どうしてほしいか」を事前に意思表示しておくことが大切です。

後　見　セ　ミ　ナ　ー　（令和４年度）

今年度は終活講座の第二弾を開催します。お気軽にご参加ください。

第一回　９月１１日（日）１３時００分～１４時００分

「生き方ノート（エンディングノート）」を作ってみませんか・・・①

第二回　１０月９日（日）１３時００分～１４時００分

「生き方ノート（エンディングノート）」を作ってみませんか・・・②

第三回　１２月１１日（日）１３時００分～１４時００分

終活と後見に関するフリートーク

開催場所：シーオーレ新宮　第２会議室

NPO法人 市民のための後見・I'サポート
〒811-0111福岡県糟屋郡新宮町三代 450-4
ｔｅ0192-692-1992　ｆａｘ0192-692-1993
Ｅ－ｍａｉｎｌｐｏｉｓｓ７２２@ｓｉｒｉｕｓ．ｏｃｎ．

会員募集中

年会費

正会員　5,000円（１口）

賛助会員　個人　3,000円（１口）

団体　5,000円（１口）